

提出するための「確認証」の交付を受けなければなりません。

確認証の有効期限は、申請月の初日（1日）から7月31日までです。

なお、認定要件として収入や預貯金などの条件が複数あります。

介護保険負担割合証

更新のお知らせ

負担割合証の更新時期になりましたので、要介護（要支援）認定を受けている方に、新しい介護保険負担割合証（ピンク色）を7月下旬に送付します。

●有効期間／令和4年（2022年）8月1日（月）から令和5年（2023年）7月31日（月）

利用者負担

介護サービスを利用した場合、かかった費用のうち、利用者負担の割合分（1割・2割・3割）を事業者に支払います。

利用者負担の割合は、所得などにより決定されます。

利用者負担 3割	次の①②の両方に該当する人 ①本人の合計所得金額が220万円以上 ②同じ世帯にいる65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が ・単身世帯：340万円以上 ・2人以上世帯：463万円以上
利用者負担 2割	上記以外の人で、次の①②の両方に該当する人 ①本人の合計所得金額が160万円以上 ②同じ世帯にいる65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が ・単身世帯：280万円以上 ・2人以上世帯：346万円以上
利用者負担 1割	利用者負担が3割・2割以外の人 40～64歳の人（2号被保険者）

※「その他の合計所得金額」とは、合計所得金額から年金の雑所得を除いた所得金額のことをいいます。

介護保険料のお知らせ

65歳以上の人の介護保険料は、介護サービスにかかる費用などから算出される基準額を基に、皆さまの所得に応じて段階的に設定されています。

介護保険料は、原則として特別徴収（年金から天引き）されています。特別徴収以外の人（普通徴収の人）は、町から送付する納付書や口座振替により、納期限までに納付してください。

令和3年（2021年）～令和5年（2023年）の介護保険料の基準額 月額 6,200円

段階	計算基礎	対象者	介護保険料	
			月額	年額
第1段階	基準額×0.30	・生活保護を受けている人 ・老齢福祉年金受給者で住民税非課税世帯の人 ・住民税非課税世帯で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	1,860円	2万2,320円
第2段階	基準額×0.50	住民税非課税世帯で、前年の「合計所得金額+課税年金収入額」が80万円を超えて120万円以下の人	3,100円	3万7,200円
第3段階	基準額×0.70	住民税非課税世帯で、前年の「合計所得金額+課税年金収入額」が120万円を超える人	4,340円	5万2,080円
第4段階	基準額×0.90	本人が住民税非課税者で、世帯の誰かに住民税課税者が居る場合、前年の「合計所得金額+課税年金収入額」が80万円以下の人	5,580円	6万6,960円
第5段階	基準額	本人が住民税非課税者で、世帯の誰かに住民税課税者が居る場合、前年の「合計所得金額+課税年金収入額」が80万円を超える人	6,200円	7万4,400円
第6段階	基準額×1.20	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	7,440円	8万9,280円
第7段階	基準額×1.30	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	8,060円	9万6,720円
第8段階	基準額×1.50	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	9,300円	11万1,600円
第9段階	基準額×1.70	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が320万円以上の人	1万540円	12万6,480円

※保険料納入通知書と納付書は7月中旬から発送予定です。口座振替や特別徴収（年金から天引き）の場合は、納入通知書を送付します。